

横須賀市

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」

手数料一覧表

[手数料条例 別表第7第2項関係]

1. 長期優良住宅認定	新規・新築	(法第5条関係)	1
2. 長期優良住宅法変更認定	新築・変更	(法第8条関係)	2
3. 長期優良住宅認定	既存・新規	(法第5条関係)	3
4. 長期優良住宅法変更認定	既存・変更	(法第8条関係)	4
5. 譲受人を決定した場合における申請手数料		(法第9条関係)	5
6. 地位の承継における申請手数料		(法第10条関係)	5
7. 長期優良住宅型総合設計の許可申請		(法第18条関係)	5

※本一覧表の用語については、「手数料条例別表7」の例による。

1. 長期優良住宅認定 新築・新規 (長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第5条関係)

(1) 確認申請と併せて長期優良住宅申請をしない場合

① 一戸建ての住宅の長期優良住宅認定申請手数料

表 1

住戸数	確認書等あり	確認書等なし
一戸建て住宅	8,000 円	45,000 円

② 共同住宅等の長期優良住宅認定申請手数料

表 2

住戸数	確認書等あり	確認書等なし
1 住戸	8,000 円	45,000 円
2 住戸 ~ 5 住戸	15,000 円	110,000 円
6 住戸 ~ 10 住戸	26,000 円	170,000 円
11 住戸 ~ 25 住戸	41,000 円	340,000 円
26 住戸 ~ 50 住戸	71,000 円	600,000 円
51 住戸 ~ 100 住戸	120,000 円	1,000,000 円
101 住戸 ~ 200 住戸	190,000 円	1,900,000 円
201 住戸 ~ 300 住戸	240,000 円	2,700,000 円
300 住戸 ~	260,000 円	3,400,000 円

(2) 確認申請を併せて長期優良住宅認定申請をする場合

① 建築物に関する確認申請と併せて申請

1. (1) ①又は②の手数料に床面積に応じ次の手数料を加算

(移転、大規模修繕、大規模模様替、用途変更の場合は 1/2 の床面積)

表 3

床面積	手数料	床面積	手数料
30 m ² 未満	15,000 円	1,000 m ² ~ 2,000 m ²	93,000 円
30 m ² ~ 100 m ²	28,000 円	2,000 m ² ~ 5,000 m ²	160,000 円
100 m ² ~ 200 m ²	43,000 円	5,000 m ² ~ 10,000 m ²	280,000 円
200 m ² ~ 300 m ²	48,000 円	10,000 m ² ~ 30,000 m ²	370,000 円
300 m ² ~ 500 m ²	55,000 円	30,000 m ² ~ 50,000 m ²	460,000 円
500 m ² ~ 1,000 m ²	66,000 円	50,000 m ² 以上	900,000 円

② 建築設備に関する確認申請と併せて申請

1. (1) ①又は②の手数料に 17,000 円 (小荷物専用昇降機については 8,000 円) を加算

2. 長期優良住宅法変更認定 **新築・変更** (長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第8条関係)

(1) 確認申請と併せて申請をしない場合

① 一戸建ての住宅の長期優良住宅認定申請手数料

表4

住戸数	確認書等あり	確認書等なし
一戸建て住宅	4,000円	22,500円

② 共同住宅等の長期優良住宅認定申請手数料

表5

住戸数	確認書等あり	確認書等なし
1住戸	4,000円	22,500円
2住戸～5住戸	7,500円	55,000円
6住戸～10住戸	13,000円	85,000円
11住戸～25住戸	20,500円	170,000円
26住戸～50住戸	35,500円	300,000円
51住戸～100住戸	60,000円	500,000円
101住戸～200住戸	95,000円	950,000円
201住戸～300住戸	120,000円	1,350,000円
300住戸～	130,000円	1,700,000円

(2) 確認申請を併せて長期優良住宅認定申請をする場合

① 建築物に関する確認申請と併せて申請

2. (1) ①又は②の手数料に、変更部分の1/2の床面積(増加する部分にあつては増加床面積)に応じ、表3の手数料を加算

② 建築設備に関する確認申請と併せて申請

2. (1) ①又は②の手数料に下記区分に応じて手数料を加算

表6

建築設備を新たに設置	17,000円(小荷物専用昇降機8,000円)
確認済み建築設備を変更設置	10,000円(小荷物専用昇降機5,000円)

3. 長期優良住宅認定 既存・新規 (長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第5条関係)

(1) 確認申請と併せて申請をしない場合

① 一戸建ての住宅の長期優良住宅認定申請手数料

表7

住戸数	確認書等あり	確認書等なし
一戸建て住宅	12,000 円	68,000 円

② 共同住宅等の長期優良住宅認定申請手数料

表8

住戸数	確認書等あり	確認書等なし
1 住戸	12,000 円	68,000 円
2 住戸 ~ 5 住戸	23,000 円	160,000 円
6 住戸 ~ 10 住戸	40,000 円	260,000 円
11 住戸 ~ 25 住戸	61,000 円	510,000 円
26 住戸 ~ 50 住戸	110,000 円	910,000 円
51 住戸 ~ 100 住戸	170,000 円	1,600,000 円
101 住戸 ~ 200 住戸	290,000 円	2,900,000 円
201 住戸 ~ 300 住戸	360,000 円	4,100,000 円
300 住戸 ~	400,000 円	5,000,000 円

(2) 確認申請を併せて長期優良住宅認定申請をする場合

① 建築物に関する確認申請と併せて申請

3. (1) ①又は②の手数料に床面積に応じ、表3の手数料(移転、大規模修繕、大規模模様替、用途変更の場合は1/2の床面積)を加算

② 建築設備に関する確認申請と併せて申請

3. (1) ①又は②の手数料に17,000円(小荷物専用昇降機については8,000円)を加算

4. 長期優良住宅法変更認定 **既存・変更** (長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第8条関係)

(1) 確認申請と併せて申請をしない場合

① 一戸建ての住宅の長期優良住宅認定申請手数料

表9

住戸数	確認書等あり	確認書等なし
一戸建て住宅	6,000円	34,000円

② 共同住宅等の長期優良住宅認定申請手数料

表10

住戸数	確認書等あり	確認書等なし
1住戸	6,000円	34,000円
2住戸～5住戸	11,500円	80,000円
6住戸～10住戸	20,000円	130,000円
11住戸～25住戸	30,500円	255,000円
26住戸～50住戸	55,000円	455,000円
51住戸～100住戸	85,000円	800,000円
101住戸～200住戸	145,000円	1,450,000円
201住戸～300住戸	180,000円	2,050,000円
300住戸～	200,000円	2,500,000円

(2) 確認申請を併せて長期優良住宅認定申請をする場合

① 建築物に関する確認申請と併せて申請

4. (1) ①又は②の手数料に、変更部分の1/2の床面積(増加する部分にあっては増加床面積)に応じ、表3の手数料を加算

② 建築設備に関する確認申請と併せて申請

4. (1) ①又は②の手数料に表6の区分に応じて手数料を加算

5. 譲受人を決定した場合における申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第9条関係）
住宅の譲受人を決定した場合又は区分所有住宅の管理者等が選任された場合における
変更認定申請手数料
2,100円

6. 地位の承継における申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第10条関係）
長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料
1,700円

7. 長期優良住宅型総合設計の許可申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第18条関係）
認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅であって、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資するものに対する、容積率に関する特例の許可申請手数料
160,000円

■特記事項（各表中の用語）

※「確認証」とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書」のことである。